

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕 一式

(2) 業務の仕様

別添令和4年度鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

令和4年12月22日から令和5年2月22日まで

2 公告の日

令和4年10月25日付 鳥取県公報第9443号

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付发出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年11月1日（火）正午までに7の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に7の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

(6) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号に規定する定期検査を確実に実施する体制が整備されている者であること。

(7) 平成24年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの調達公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

4 契約をする者

境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

校長 新田 真也

5 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

6 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第1号)
- ・契約実績表 (様式第2号)
- ・質問書 (様式第3号)
- ・委任状 (様式第4号)
- ・入札書 (様式第5号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第6号)

7 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年10月25日（火）から同年11月18日（金）までの日にインターネットの鳥取県立境港総合技術高等学校ホームページ (<http://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和4年10月25日（火）から同年11月18日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札説明会の日時及び場所

令和4年11月29日（火）午後1時から
鳥取県立境港総合技術高等学校

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるもの（親展とすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月6日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月5日（月）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

8 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

9 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

10 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第3号）によることとし、電子メールにより7の(1)の

場所に令和4年11月1日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和4年11月11日（金）までにインターネットのホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>）によりまとめて閲覧に供する。

11 入札者に要求される事項

(1) (3)の事前提出物を7の(1)の場所に令和4年11月18日（金）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出部数は各1部とし、その規格はA4版とする。

(3) 事前提出物

ア 入札参加資格確認書（様式第1号）

イ 契約実績表（様式第2号）

ウ 造船法第2条第1項にかかる許可証の写し（履行場所が借り受けているドライドック（乾船渠）の場合に限る）

12 入札参加資格の審査について

(1) 鳥取県立境港総合技術高等学校長は、11により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和4年11月25日（金）までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立境港総合技術高等学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和4年11月29日（火）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(3) 鳥取県立境港総合技術高等学校長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和4年12月2日（金）までに書面により回答する。

13 入札について

(1) 入札方法等

本件入札は、紙入札により行うので、入札書には本業務の履行に係る費用の総額を記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。また、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳として消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

(2) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、当該封筒に件名及び入札者名を記載した上で密封して提出しなければならない。

(4) 委任状及び入札書の様式は、様式第4号及び第5号のとおりとすること。

(5) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立境港総合技術高等学校長 新田 真也」とすること。

(6) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。ただし、郵送による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(8) 入札者は、協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(9) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第

1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15 入札の無効

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1 案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 協定、政令、会計規則、調達手続特例規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (11) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

16 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

17 契約書作成の要否

要

18 手続における交渉の有無

無

19 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上

- の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。
 - (ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- (6) 14の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、7の(1)の場所に提出すること。
- (7) 競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることがある。
- (8) 受注者は、境港竹内岸壁から定期検査の履行場所まで回航する往復の燃料を負担すること。
なお、計算単価は、別紙による。
また、負担方法は定期検査終了時に、算出した燃料を給油すること。
- (9) 業務の期間のうち、令和4年12月22日（木）から令和5年1月9日（月）までは、係留期間とする。

若鳥丸回航用燃料計算基礎

1 航海速度 12.5ノット (23.15 km/h)

2 燃料消費 (三保造船提供)

主機 (75%) : 0.2600/h

補機 (70%) : 0.0625/h

合計 0.3225/hで計算する。

3 計算 竹内岸壁から検査履行場所までの距離 A km

{ A × 2 (往復) } / 23.15 × 0.3225で算出された量を給油する。

注：Aは回航往路の実距離を採用する。

小数点2位未満を四捨五入する。